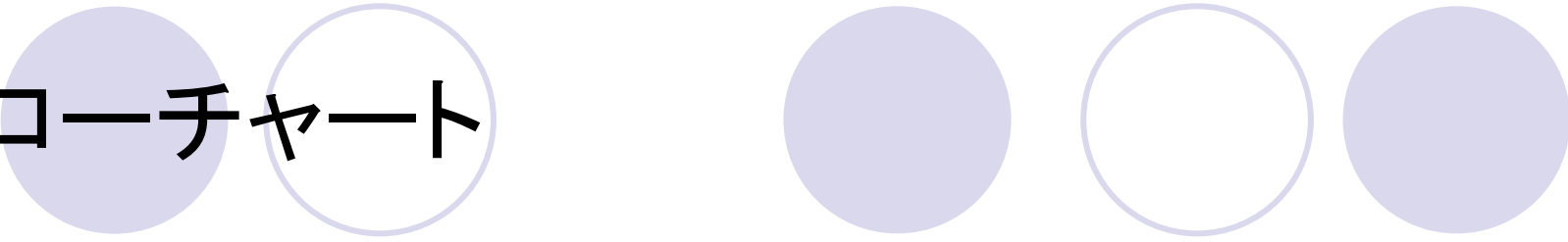


自由貿易と環境保護

～WTOと環境問題～

発表者：上嶋 健介
橋詰 真武
宮本 大輔

フローチャート



1. WTOの設立と環境問題

2. 従来のGATTの取り組み

- (1) 環境保護手段と国際貿易に関する研究グループ
- (2) GATT一般協定の条文と環境問題
- (3) マグロ輸入禁止事件
- (4) スタンダード協定の改正

3. GATTの立場と争点

4. 地球環境問題とWTO

- (1) 地球サミットとWTO
- (2) WTOの新たな課題

The slide features a decorative arrangement of six circles. Three circles are positioned in the top row: a white circle with a light purple outline on the left, and two solid light purple circles on the right. Three circles are positioned in the bottom row: two solid light purple circles on the left, and a white circle with a light purple outline on the right. The text '1. WTOの設立と環境問題' is centered horizontally across the middle of the slide, overlapping the circles.

1. WTOの設立と環境問題

WTO設立までの流れ



1993年12月15日

GATTのウルグアイ・ラウンド(新多角的貿易交渉)
終結

1994年4月

閣僚会議(inモロッコ)でGATTのWTO改組が決定

1995年1月1日

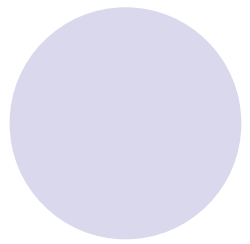
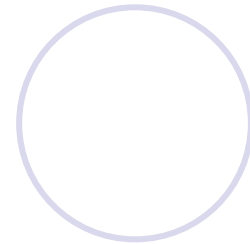
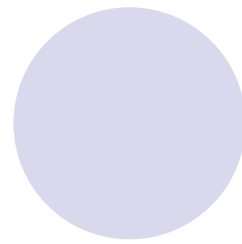
WTO設立



GATT

- 正式名称：関税および貿易に関する
一般協定
- 発効日：1948年1月1日
- 目的：関税引き下げによる自由貿易の維持・
拡大を図る

ウルグアイ・ラウンド (新多角的貿易交渉)



- 1986年に開催されたGATT閣僚会議
(inウルグアイ)
- 農作物貿易、繊維、サービス貿易、知的財産権等を初めてGATTに包含
- 環境問題が大きく取り上げられる

環境問題の表面化

- GATT ... 自由貿易を目指す

VS

- 各国 ... 環境保護を目指す環境規制
- 緊張関係はあったが1991年8月のパネル裁定以降表面化

「貿易と環境に関する委員会」設置（先進国）
⇒ 途上国の反対で断念

その背景には・・・

先進国と途上国の主張の相違

先進国＝一定の貿易措置を認めるべき！

途上国＝保護主義的措置！

問題の複雑化の原因

- 環境保護と自国産業保護の見分け
- 先進国同士の争い
(Ex) 自動車問題
- 貿易の専門家と環境の専門家の育ちの違い

各種利害関係者の動き

- 先進国＝貿易と環境に関する**恒久的な委員会**の設置を希望
- 途上国＝**時限委員会**を希望

最終的に・・・

採択された作業計画の内容で議論を進めると決定

The slide features a decorative arrangement of six circles. Three circles are positioned in the top row: a white circle with a light purple outline on the left, and two solid light purple circles on the right. Three circles are positioned in the bottom row: two solid light purple circles on the left, and a white circle with a light purple outline on the right. The text '2. 従来のGATTの取り組み' is centered horizontally between the two rows of circles.

2. 従来のGATTの取り組み

(1) 環境保護手段と国際貿易に関する研究グループ

- 1971年11月のGATT理事会で同グループの設立が合意

但し・・・

- ①「要請に応じて」開催する
- ②研究テーマは汚染防止と環境保護に関する特定の案件とGATT条文との関係と限定されていた

- マグロ輸入禁止事件（1990～1991）に関して
第一回の会合

① 既存の多国間環境協定の貿易条項とGATT
条文との関係

② 環境規制手段の透明性

③ 包装とラベルに対する要件の貿易への影響

(2)GATT一般協定の条文と環境問題

- 3条 内国民待遇
- 11条 輸出入の数量制限の禁止

(2)GATT一般協定の条文と環境問題

25条 GATTの義務の免除(ウェーバーと呼ばれる)
加盟国の投票の3分の2の承諾

20条(b) 人、動物の生命または健康の保護に 必要
な措置

(g) 有限天然資源の保存に関連する措置。但し、
その措置が国内の生産または消費に対する
制限と関連して実施される場合

⇒例外規定は無制限に適用されるわけではない

(2)GATT一般協定の条文と環境問題

20条の(b)と(g)は目に見える被害を想定している

⇒目に見えない地球環境問題に対処する上でのGATTの不備が目立ってきている

次のテーマに入る前に...

What is キハダマグロ?



- キハダマグロ

日本近海にはいるが日本海には少ない。世界中の温帯・熱帯海域。外洋の表層性である。胸鰭が長く、第2背鰭と臀鰭が鎌のようにのびて、第2背鰭、臀鰭、小離鰭が黄色いのが特徴。淡い紅色の肉は、マグロ類のなかでは脂肪分が少なく、色持ちもよい。とくに赤身は夏場にさっぱりしていて美味とされ、西日本で人気が高い。

- クロマグロ



(3) メキシコ産マグロ輸入禁止事件

- ・イルカ・マグロ事件

1991年 アメリカがメキシコ産のキハダマグロを輸入禁止←MMPAの存在

⇒メキシコがGATTとMMPAとの整合性を巡って、パネルの設立と審査を要請

(3)メキシコ産マグロ輸入禁止事件

- その結果

パネルは米国の措置をGATT違反とした

※その根拠

パネル：米国の措置→11条の数量制限

米国の主張：3条の内国民待遇

⇒パネル：あくまで産品に対して

イルカの混獲率とは無関係

(3) メキシコ産マグロ輸入禁止事件

米国の主張：20条の(b)、(g)号に該当

⇒ パネルの主張：管轄外適用である

以上から、違反とされた

米国環境保護団体：自国の環境規制の下方修正を恐れた

途上国：現在の自由貿易体制を守ろうと努力

スタンダード協定(TBT協定)の改正

1979年 東京ラウンド

その諸協定の一つ

GATT本体とは切り離し、46カ国の受諾

ウルグアイラウンド

GATTに組み込まれ、内容も改正された

スタンダード協定(TBT協定)の改正

改正前

〔趣旨〕

- ・各国の技術的な基準や規格が事実上非関税貿易障害となることを排除する

〔原則〕

- ・当該基準や規格が貿易制限を意図したものではないこと
- ・基準や規格自体が不必要な貿易障害をもたらさないようにすること
- ・内国民待遇、最恵国待遇

スタンダード協定(TBT協定)の改正

国際基準がある場合

⇒締約国はそれに従うこと

※人の健康と安全、動植物の保護、環境保護
を目的とする場合

⇒自国の基準が異なっても可

スタンダード協定(TBT協定)の改正

- 1991年の改正

- 妥当性という考え

環境保護を目的とした規制が貿易への必要以上の障害になるか否かの判断基準に導入

「規制を遵守しなかった場合のリスクを勘案」

- 正当性を証明する義務

- 製品の工程や製造方法にも適用

イルカ(目の保養に)



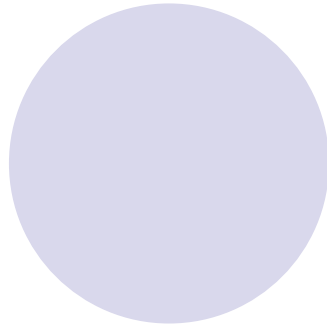
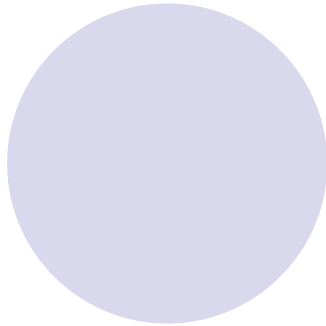
- バンドウイルカ(上)

- マダライルカ(下)

南洋にいる

3. GATTの立場と争点

～GATT報告書の内容をめぐって～



3. GATTの立場と争点

～GATT報告書の内容をめぐって～

● GATTの立場

- ① 環境保護のための一方的な貿易措置はとるべきでない
- ② 環境保護が保護貿易の隠れ蓑にならないようにする

● GATTの主張

～自由貿易と環境保護は両立する～

環境保護を目的とした貿易措置の種類

- 国内の環境問題に起因

- ・ 自国の環境保全を目的

- 輸入した産品に対する貿易措置—①

- 他国の生産プロセスに対する貿易措置—②

- ・ 他国の環境政策に対する干渉—③

- 越境汚染・地球規模の汚染に

- 起因する貿易措置—④

～GATTは②—④の

一方的な貿易措置に**反対**～

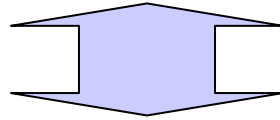
① 産品に対する貿易措置について

- 一定要件を満たせば一般協定20条の例外規定によって貿易措置OK！
- 環境基準についてもTBT協定の条件を満たせば認められる

② 生産プロセスに対する貿易措置

～ダーティープロセス・クリーンプロダクトの
輸入を一方的に禁止・制限することの可否～

- ・環境保護団体は一方的な貿易措置を**支持**



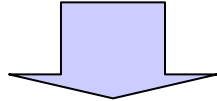
- ・GATTの見解

競争力を理由とした一方的な貿易措置に**反対**

～認めると自由貿易体制の崩壊の恐れ～

環境保護団体の主張

他国の環境基準低 → 生産コスト低 → 競争力高



自国の競争力低下 → 環境基準低下への圧力
防止策

- ① 一方的な貿易措置で環境基準を上げさせる
- ② 輸入品に相殺関税を課す
- ③ 自国の企業に補助金を与える

～環境基準を先進国基準で
統一すべきという主張～

GATTの主張

競争力を理由とした一方的な
貿易措置に**反対**

- ・認めると自由貿易体制の崩壊の恐れ
- ・環境基準の差はそれほど競争力に影響を与えていない
- ・業界団体や企業が不当に利用する恐れ

環境基準の統一は望ましい？

→ 望ましくない

- ・環境基準は各国の事情・優先度・価値観によって異なる
- ・どの基準に合わせるのか？
 - 統一は不可能

③ 他国の環境政策への干渉

自国に直接の被害はないが人類共有の財産の破壊に対する貿易措置

例 自然保護・種の多様性の保護

GATTの立場

一方的な貿易措置に**反対**

④ 越境汚染や地球規模の 汚染に起因するもの

地域レベルのもの

例 日本・中国間の酸性雨問題

- 一方的な貿易措置に**反対**、
多国間交渉による解決が望ましい

地球規模のもの

例 地球温暖化 オゾン層破壊

- ・一方的な貿易措置に**反対**、
国際環境協定による解決が望ましい
- ・多くの国が協定に参加することが望ましい

国際環境協定について

- 貿易条項を持つもの → 17

この協定内での解決が望ましい！

(ただ乗り国が得 → 加盟国を増やすためにアメを！)

- 非締約国に対する貿易差別条項

を持つもの(ただ乗り対策) → 3

この協定内での解決が望ましい！？

GATT違反！？

→ 協定加盟国が多数なら一般協定二十五条によって義務の免除が可能！！

(よって加盟国が多いほうが望ましい)

とはいうものの 未解決の課題



4. 地球環境問題とWTO

(1) 地球サミットとWTO

GATT・・・①地球環境問題を想定せず
②地球規模の紛争は取り扱わず

- 地球サミット開催(1992年6月)

リオ宣言(基本理念)とアジェンダ21(具体的
行動計画)

=GATTの動向を反映

GATTの基本理念にも影響

アジェンダ21第二章21(i)

輸入国の管轄外の問題に対し一方的措置を取
ることは避け、国際的な合意に基づくべき(無差別・
必要最小限・透明性などの原則)

アジェンダ21第二章22(e)

環境規制の相違によるコストの差を相殺するた
めの貿易手段の使用回避

リオ宣言第十一原則

先進国の基準の押し付けが好ましくない場合



- WTOの基本理念にも影響

「持続可能な開発」

～将来世代が彼らのニーズを満たす能力を
危うくすることなく、現在のニーズを満たすこ
とのできる開発～

(ブルントラント・レポート(1987))

WTOは地球環境問題も考慮しつつ自由貿易を推進する道を選んだ

(2) WTOの新たな課題

- 国際環境協定(MEA)(その中でも非締約国に対する貿易差別条項)をWTOの中でどう扱うか？

⇒ 2つの方法が比較検討

A decorative header consisting of five circles in a row. From left to right: a solid light purple circle, a hollow light purple circle, a solid light purple circle, a hollow light purple circle, and a solid light purple circle.

(1) GATT一般協定25条による義務免除
(ウェーバー)の援用

(2) GATT条項にあらかじめMEAの貿易条項
を認めうる条件を明記する

MEAとWTOの整合性が最大のテーマ

- 地球環境問題の重要性につき認識を共有することが最重要

但し・・・

先進国間でもこの認識は異なっている

- 地球環境問題の不可逆性を考慮すると当面はGATT一般協定25条での対応が現実的